

入札公告（説明書）

平成28年6月22日
東日本高速道路株式会社北海道支社
帯広管理事務所長 樽井 敏治

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|---|---|
| 1-1. 契約件名(工事名) | 道東自動車道 帯広管内防雪林補植工事 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 帯広管理事務所長 樽井 敏治 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 帯広管理事務所 総務
(住所) 〒080-0341 北海道河東郡音更町字音更西2線7-3
(TEL) 0155-42-8151 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型) |
| 1-6. 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式(工事实績評価型) |
| 1-8. 入札前価格交渉の有無 | 無 |
| 1-9. 単価表の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. 単価協議 | 有 入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-11. 入札保証 | 不要 |
| 1-12. 契約保証(履行ボンド) | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-13. 契約書の作成 | 必要 ... 入札者に対する指示書[30]を参照のこと
なお、契約書は紙媒体により製本し、記名押印のうえ作成すること |
| 1-14. 契約図書 | |
| (1) 本工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者(以下「競争参加希望者」という。)及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 | |
| 入札公告(説明書) | 本書 |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【土木工事契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【電子入札】版を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【平成27年7月 土木工事共通仕様書】を使用すること |
| 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| その他契約(発注用)図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 競争参加資格確認申請書 | 技術資料作成説明書の様式1のとおり |
| 入札書 | 電子入札システムの様式のとおり |

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 交付等）により交付するので、上記契約担当部署にその旨申し出ること。
- (5) 契約図書の交付期間 平成 28 年 6 月 22 日（水）から平成 28 年 7 月 21 日（木）まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 北海道勇払郡占冠村中央
至) 北海道河西郡芽室町祥栄西
- (2) 工事内容 本工事は、道東自動車道占冠 IC ~ 芽室 IC における防雪林の枯損箇所等に植栽基盤整備及び補植を行うものである。
- (3) 工事概算数量
- | | |
|---------|------------|
| 植栽基盤整備工 | 約 4,500 箇所 |
| 植樹工 | 約 10,000 本 |
| マルチング工 | 約 5,400 箇所 |
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 360 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 開札時において、工事種別「造園工事」（等級 A）に係る『平成 27・28 年度工事競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領に基づき、「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 審査基準日において、警察当局からの排除要請がある者でないこと。
- (6) 平成 13 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事：下記を必要とする。

植栽工 5,000 本以上の造園工事（高木、中木、低木及び苗木の合計本数）

また、記載した工事が、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(7) 平成 25・26 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を年度ごとに平均したとき、その平均点が、両年度ともに(2 年連続して)65 点未満となる者でないこと。

(8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、 に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと、又は現に に示す施工（調査等）管理業務受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 1)又は 2)に該当する者である。

1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

本工事に係る 施工（調査等）管理業務の業務名及び受注者

《保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成 28 年度）土木施工管理業務（株ネクスコ・エンジニアリング北海道）》

(9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

- 1) 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

本工事は、技術資料の作成・提出を二枚の様式に集約した「技術資料様式集約化」の対象工事である。

技術資料の作成については、下記及び別添の「技術資料作成説明書」によるものとする。

(1) 入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書(様式)		作成に係る留意事項と総合評価落札方式における評価方法		
競争参加資格確認申請書(様式1)		-		
競争参加資格 確認資料 (様式2)	1)①企業の同種工事 の施工実績	記 3-1. (6)に示す「同種工事」の要件を満た す施工実績を記載すること。		
技術評価資料 (様式3)	1)企業の同種工事の 工事成績	様式2の 1)①で記入した工事について、その 成績評定点を記載すること。		
	2)企業の同種工事の 工事実績	様式2の 1)①で記入した工事について、その 同種工事の施工規模(数量)を記載すること。		
	3)同一工事種別にお ける表彰実績	平成 18 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本 からの表彰実績を記載すること。		
	4 品質管理、環境、労 働安全衛生マネジ メントシステム等の 取得状況	①品質管理マネジメントシステム(ISO9001)の 取得状況		
		②環境マネジメントシステム(ISO14001)の取 得状況		
	③労働安全衛生マネジメントシステムの取得 状況			
	5)地域精通度・当社 への貢献度等	平成 18 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載す ること。		
施工計画立案能力(様式4)		本工事に係る下記の施工計画等を記載す ること。 【求める施工計画】 ・斜面での植樹工等の作業における安全 対策について		
暴力団排除に関する誓約書 (入札者に対する指示書様式 3)			・記載にあたっては入札者に対する指 示書を参照のこと。	

(2) 入札者は、申請書の作成に係る留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 入札者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

- 申請期間 平成 28 年 6 月 22 日(水)から平成 28 年 7 月 21 日(木)午後 4 時 00 分まで
 申請場所 記 1-3 「契約担当部署」
 申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。なお、媒体は C D - R 及び出力した書面とする。

- 申請書類 記 3-2 により作成した「申請書」

(2) 入札者は、競争参加資格確認申請に係る留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 28 年 7 月 29 日（金）

(2) 「競争参加資格がない」とされたものは、本書面を受け取った日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。（様式 7）

(3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事实績評価型）とは、記 3-3 において提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記 5-3「落札予定者の決定」に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

契約責任者は、記 3-4 において、競争参加資格の確認のほか、技術資料に基づき次に示す基準で技術評価を行う。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

評価指標		技術評価項目	評価基準	配点
施工の 確 実 性	施工計画立案能力	①求める施工計画 ・斜面での植樹工等の作業における安全対策について	イ) 求める施工計画における「着目点」を2項目記載するものとし、記載された「着目点」の内容が、「良好な着目点を2項目記載」「良好な着目点を1項目記載」「工事の一般的な着目点のみ記載」のいずれかで評価する。(3～0点) ロ) 上記で記載された、それぞれの「着目点」における「施工計画」の内容(方法、効果等)について「具体性があり工夫が良好」「具体性があり有効」「具体性が不足」のいずれかで評価する。(6～0点) なお、記載された「着目点」の項目が2項目以上の場合、記載順の2項目で評価を行い、それ以降の項目は評価しない。	9～0 点
		《記載項目》 ・着目点 ・施工計画 (様式 4)	以下の場合には競争参加資格が無いものとする イ) 未提出である場合(空白での提出を含む) ロ) 記載された内容が法令違反に関する記載である場合 ハ) 設計図書及び要領等の基準値と合わない場合 ニ) 記載された内容が求める施工計画と異なる場合	競争 参加 資格 無し

1) 企業の同種工事の工事成績	②本工事で企業に求める同種工事实績の工事成績評定点に応じた評価(様式3)	同種工事实績が平成18年4月1日以降に引渡し完了した工事である場合、工事成績評定点について、下記により評価点を算出する。なお、評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。 計算式=4×((競争参加者の成績評定点※1-65)÷(90-65))×α※2×β※3 ※1 成績評定点が90点以上の場合は90とする ※2 αは以下のとおりとする イ)NEXCO 東日本の実績の場合:1.0 ロ)中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社の実績の場合:0.8 ハ)上記イ)ロ)以外の公的機関の実績の場合:0.5 ※3 βは以下のとおりとする イ)同種工事の実績の引渡し平成23年4月1日以降:1.0 ロ)同種工事の実績の引渡し平成18年4月1日以降:0.5	4~0点
		以下の場合は加点しない イ)平成18年3月31日以前に引渡し完了した工事である場合 ロ)工事等成績評定通知書の添付がない場合	0点
2)企業の同種工事の工事实績	③本工事で企業に求める同種工事实績の施工規模(数量)に応じた評価(様式3)	同種工事实績が本工事の概算施工規模(数量)以上の実績を有する	1点
		同種工事实績が同種工事で求めた施工規模(数量)以上、本工事の概算施工規模・数量未満の実績を有する	0点
3)同一工事種別における表彰実績	④企業に関して、平成18年4月1日以降におけるNEXCO 東日本からの表彰実績に応じた評価(様式3)	平成23年4月1日以降にNEXCO 東日本の社長表彰、北海道支社長表彰の実績を有する。(感謝状を含む)	2点
		平成23年4月1日以降にNEXCO 東日本の北海道支社管内の事務所長表彰、北海道支社以外の支社長表彰又は支社安全協議会表彰の実績を有する。(感謝状を含む)	1点
		平成18年4月1日以降にNEXCO 東日本の社長表彰、北海道支社長表彰又は北海道支社優良事業所表彰委員会の表彰の実績を有する。(感謝状を含む)	
		平成18年4月1日以降にNEXCO 東日本の北海道支社管内の事務所長表彰、北海道支社管内の事務所安全協議会表彰、北海道支社以外の支社長表彰又は支社安全協議会表彰の実績を有する。(感謝状を含む)	0.5点
		以下の場合は加点しない イ)表彰実績がない場合 ロ)平成18年3月31日以前の表彰実績である場合 ハ)表彰状の写しの添付がない場合	0点
4)品質管理、環境、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況	⑤品質管理マネジメントシステム(ISO9001)の取得状況(様式3)	企業の品質管理マネジメントシステム(ISO9001)を有する場合	1点
		以下の場合は加点しない イ)上記を有しない場合 ロ)登録証等の写しの添付がない場合	0点
	⑥環境マネジメントシステム(ISO14001)の取得状況(様式3)	環境マネジメントシステム(ISO14001)を有する場合	1点
		以下の場合は加点しない イ)上記を有しない場合 ロ)登録証等の写しの添付がない場合	0点
⑦労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18001)を有する場合	1点	

		(様式3)	以下の場合には加点しない イ)上記を有しない場合 ロ)登録証等の写しの添付がない場合	0点
施 工 の 円 滑 性	5) 地域精通度・当社 への貢献度等	⑥平成18年3月31日以降 のNEXCO 東日本におけ る災害協力の施工実績に 応じた評価 (様式3)	災害協力実績がある	1点
			以下の場合には加点しない イ)災害協力実績がない ロ)災害協力実績が平成18年3月31日以前に引渡しが完 了した実績である	0点
合計				20点

第5 入札・開札・落札予定者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

「入札書」	入札者に対する指示書[12]を参照のこと
「単価表」	入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式5のとおり
「総合評価値通知書(経審)の写し」	入札者に対する指示書[14]を参照のこと

5-2. 入札及び開札

(1)入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限	平成28年8月8日(月) 午後4時00分
入札書の提出場所	記1-3「契約担当部署」
入札書の提出方法	電子入札システム

入札書提出時の添付書類(単価表及び総合評価値通知書(経審)の写し)の総容量が2MBを超えた場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。

開札執行日時	平成28年8月9日(火) 午後2時00分
開札執行場所	記1-3「契約担当部署」

(2)入札者は、入札及び開札に係る留意事項として、入札者に対する指示書「5.入札及び開札」を参照のこと。

5-3. 落札予定者の決定

(1)契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2)加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値(100点)	= 価格評価点 + 技術評価点
価格評価点(配点20点)...	次に示す算式により算定する。
価格評価点	= 式A × 0.5 + 式B × 0.5

(式A)

$$\text{式A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ)入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。

ロ)定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では60点とする。

ハ)小数第4位を切捨てとする。

(式B)

$$\text{式B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

- イ)入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。
 - ロ)定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では60点とする。
 - ハ)小数第4位を切捨てとする。
技術評価点(配点20点)… 記4-2に示す評価基準により算定する。
- (3) 入札者は、落札予定者の決定に係る留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

5-4. 低入札価格調査

- (1) 本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。
なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。
また、本競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。
- (2) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

5-5. 落札者の決定結果に対する説明請求

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定通知の翌日から7日(休日を含まない)以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる(様式8)。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
受付期間 平成28年6月22日(水)から平成28年7月29日(金)まで
受付場所 記1-3「契約担当部署」
受付方法 質問書面(様式自由)を持参、書留郵便又は信書便(受付期間内必着のこと)により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。
回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を含まない。)
回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する。
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
ただし、請負代金額が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を
満たさない場合はこの限りでない。
- (2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

6-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

平成 28 年度	20%
平成 29 年度	80%

6-6. 火災保険等の付保

共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする。

6-7. スライド条項の適用

請負契約書第 25 条 5 項（単品スライド）及び 6 項（インフレスライド）について適用する。

6-8. 契約後の技術資料の取扱い

- (1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。
- また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。
- ・ 施工計画立案能力

6-9. 配置技術者

契約締結後、特記仕様書「現場代理人等に関する事項」に記載の諸条件を満たす技術者を配置しなければならない。

6-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付を受けていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

6-11. 競争参加資格に関する留意事項

本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

6-12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
様式1	競争参加資格確認申請書	必要(注1)	申請書の提出期限 平成28年7月21日(木)
様式2	競争参加資格確認資料	必要(注1)	
様式3	技術評価資料	必要(注1)	
様式4	施工計画立案能力	必要(注1)	
指示書様式 3-1	暴力団排除に関する誓約書	必要(注2)	
指示書様式 3-2	暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧	必要(注2)	
その他の様式			
様式5	単価表の提出について	必要	入札公告を参照のこと
様式6	単価協議後の単価表の提出について	(注3)	
様式7	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書	(注4)	
様式8	落札者の決定結果に対する説明請求書	(注4)	
様式9	再苦情申立書	(注4)	

注1 様式1～4は、「技術資料作成説明書」に添付の様式を使用し作成する。

注2 記載様式は、入札者に対する指示書を参照のうえ作成すること。

注3 入札公告において、単価協議が「あり」とされている工事で、単価協議後に単価表を提出する際に作成する。

注4 説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。

単価表の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
帯広管理事務所長 樽井 敏治 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

工事名) 道東自動車道 帯広管内防雪林補植工事

提出書類

・単価表

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

《単価表の提出に係る留意事項》

本工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する単価表の提出を求める。

単価表は、当社が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で、書面および電子記録媒体(CD-R)に保存したものを提出すること。

提出された単価表を確認し、入札者に対する指示書[13]に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。

必要に応じて、提出された単価表のヒアリングを求めることがある(入札者に対する指示書[13]を参照のこと)。

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
帯広管理事務所長 樽井 敏治 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

単価協議後の単価表の提出について

工事名) 道東自動車道 帯広管内防雪林補植工事

入札者に対する指示書[13]又は[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

様式 7

競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
帯広管理事務所長 樽井 敏治 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、道東自動車道 帯広管内防雪林補植工事に係る技術資料
についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求
めます。

記

1. 工事名

2. 当該案件の公告日

3. 疑問内容

以 上

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)
であれば構いません。

落札者の決定結果に対する説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
帯広管理事務所長 樽井 敏治 殿

郵便番号
住所
電話番号
会社等名
役職等
氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日に通知された、道東自動車道 帯広管内防雪林補植工事の落札者の決定結果について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 当該案件の公表日
3. 疑問内容

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であれば構いません。

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
帯広管理事務所長 樽井 敏治 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 道東自動車道 帯広管内防雪林補植工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。